

(案)

平成30年8月2日

旭川市長 西川将人様

旭川市特別職報酬等審議会
会長 海老名 尚

旭川市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長 及び常勤監査委員の給料の額等について（答申）

平成30年1月31日付けで諮問のあった旭川市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の給料の額等について、次のとおり意見及び参考意見を答申する。

第1 答申

1 旭川市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の給料の額について

次の額のとおり据置きとすべきである。

議 長	月額	625,000円
副議長	月額	555,000円
議 員	月額	515,000円
市 長	月額	1,050,000円
副市長	月額	865,000円
教育長	月額	760,000円
常勤の監査委員	月額	710,000円

2 行政委員会委員の報酬の額及び支給方法について（参考意見）

次の額及び支給方法のとおり据置きとすべきである。

教育委員会	委員	月額	110,000円
選挙管理委員会	委員長	月額	71,000円
	委員	月額	45,000円
公平委員会	委員長	日額	15,000円
	委員	日額	12,000円
監査委員	議会選出	月額	57,000円
	識見選出	月額	165,000円
農業委員会	会 長	月額	66,000円
	副会長	月額	55,000円
	部会長	月額	46,000円
	副部会長	月額	39,000円
固定資産評価審査委員会	委員	月額	34,000円
	委員長	日額	9,300円
	委員	日額	7,700円

第2 説明

1 旭川市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の給料の額について

(1) 審議の経過

本審議会は、平成12年度、平成19年度、平成22年度及び平成25年度に設置された審議会において、それぞれ据置きとの答申がなされ、平成7年1月以来23年余りにわたり据置きとされている市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長及び常勤監査委員の給料の額並びに新たに審議の対象とされた教育長の給料の額の在り方について市長からの諮問を受け、6回の会議を開催し、審議を行った。

審議に当たっては、次の事項を参照し、現在の社会経済情勢や本市を取り巻く環境を踏まえ、さらには、議員活動や行政運営に対する市民の関心の高さを十分認識し、本審議会における審議が、市民感覚とかけ離れたものとならないよう努めながら、総合的な検討を行ったところである。

- ・市議会議員並びに市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の職務
- ・中核市及び道内主要市の市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の給料の額
- ・中核市及び道内主要市の市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の給料に係るこれまでの改定の経緯
- ・市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の給料に係る減額措置の状況
- ・本市の財政状況及び決算の推移
- ・地域経済の状況

(2) 現状認識

検討に当たっては、本市を取り巻く現状として、次のような状況にあることを認識した上で、様々な角度から検討を行った。

ア 現在の社会経済情勢について

全国的には、景気は、日経平均株価が2万円を超える水準を維持するなど、緩やかな回復基調にあるが、大都市圏と地方との間にはいまだに較差がある。

また、雇用情勢については、有効求人倍率が前年同月を上回る月が続き、本市を含む地域においても高い水準で推移しているものの、企業においては、建設業を始め人手不足が顕著となっているほか、非正規労働者に頼る部分が大きいとの声がある。

さらに、本市においても人口減少が進み、人口が34万人を割り込んでいる。

イ 本市の財政状況について

本市は、財政力指数が他の中核市と比較して低い水準にあり、地方交付税に依存する部分が大きい。

また、社会保障費等の義務的経費の割合が高く、更に地方交付税が減少傾向にあること、財政調整基金の取り崩しが続き、平成26年度末で64億円あったその積立残高がその後4か年で半減し30億円余りになる見込みであることなどから、厳しい財政状況が続いている。

ウ 職員の給与の状況について

本市では、市長、副市長、教育長及び常勤監査委員については、平成30年度においても給料の減額措置を継続している。

道内主要市及び中核市では、市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の給料の減額措置をやめたり、減額幅を縮小する都市が増えている。

エ 議会及び議員活動について

議会においては、市民と議会の意見交換会を開催することなどにより、広聴広報機能の充実に努めているが、議員の活動内容は依然として広く市民に理解されている状況にあるとはいえない。

(3) 審議結果

上記の検討を受けて、次のような意見が大勢を占めた。

ア 市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の給料月額について

市長、副市長、教育長及び常勤監査委員は、市政運営という非常に広範囲な職務でかつ重責を担うことから、有能な人材に就いてもらうためにも、その職責にふさわしい額の給料を支払うべきである。

イ 市議会議員の議員報酬について

市議会議員は、市民の声を市政に反映させる上でも不可欠の存在であり、その活動に専念することができるよう相応の額の議員報酬を支払うべきである。ただし、市議会議員においては、その活動内容がより市民に周知されるよう努めるとともに、その活動状況の広報に一層努めることを期待したい。

これらの意見を踏まえた結果、現行の給料等の額となってから長期にわたり改定がされていないこと、現行の給料等の額となつて以降の経済状況や誠実な職責の遂行への期待から給料等を増額すべきとの意見が複数あったが、本市の厳しい財政状況や地域経済の現状に鑑み、市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の給料については、その額を据え置くべきとの結論に至ったものである。

2 行政委員会委員の報酬の額及び支給方法について（参考意見）

(1) 審議の経過

行政委員会委員の報酬については、平成22年度設置の審議会において、その支給方法及び額に係る審議を行い、公平委員会については、支給方法を月額から日額に見直し、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会については、社会経済情勢、本市の財政状況等を踏まえ、減額すべきとの参考意見の答申がなされ、平成23年8月に当該答申を受けた改定が行われた。

また、前回（平成25年度）設置の審議会においては、本市の行政委員会委員の報酬に係る考え方が、平成23年12月の行政委員会委員に対する月額報酬の支出の是非に係る住民訴訟の最高裁判所判決におおむね合致したものであること、平成22年度設置の審議会の答申以降に行政委員会委員の活動状況などの報酬を取り巻く状況に大きな変化がないこと等を勘案し、据え置くべきとの参考意見の答申がなされた。

こうした経過を踏まえた上で、現行の報酬の額及び支給方法が、市民感覚の観点から適正なものとなっているかどうかについて審議を行った。

なお、審議に当たり、報酬の支給根拠やその趣旨並びに中核市及び道内主要市における報酬の額及び支給方法の改定状況を参照するとともに、選挙管理委員会及び農業委員会の委員の活動実態についてそれらを所管する事務局から説明を受けることなどにより、各行政委員会の活動状況の把握に努めたところである。

(2) 現状認識

現行の報酬の額及び支給方法については、中核市との比較において著しく異なるものではない。

また、前回設置の審議会の答申から今回の審議会の設置までの間に、中核市及び道内主要市において行政委員会委員の報酬の見直しを実施した団体は少数であること、行政委員会委員の活動状況について大きな変化はなかったことから、行政委員会委員の報酬を取り巻く状況に大きな変化はないといえることができる。

(3) 審議結果

審議において、農業委員会委員については、

- ・自ら農業を営みながら委員として活動することは負担が大きく、かつ、中核市の平均額と比較してその報酬が低額であることから、引上げを考えるべき。
- ・その報酬額について、各委員の比較において活動状況に大きな差があることを考慮する必要がある。

などの意見もあったところであるが、上記の現状認識を踏まえ審議をした結果、現行の行政委員会委員の報酬の額及び支給方法は、おおむね適正であると判断されることから、据え置くべきとの結論に至ったものである。

ただし、農業委員会委員にあっては、その活動に係る負担が大きいことや各委員の活動状況に差があることを考慮すると、今後、その報酬の在り方について見直しを検討すべきであると考えてるので、その旨、付言する。

第3 附帯意見

1 次期審議会の設置時期について

次期審議会の設置時期については、市長、副市長及び常勤監査委員や市議会議員の任期が、1期4年であること等に鑑み、4年後を目途として諮問すべきと考えるが、社会経済情勢の急激な変化等により、市長が審議会を設置すべきと判断された場合には、時機を逸することなく諮問すべきである。

2 行政委員会委員の報酬について

今回の審議会においては、行政委員会委員の報酬の額及び支給方法について、据え置くべきとの結論に至ったところであるが、今後においても、その額及び支給方法が、市民感覚の観点から適正なものとなるよう各行政委員会委員の活動状況や中核市、道内主要市の報酬改定の動向等の把握に努めるとともに、社会経済情勢や本市の財政状況、市民意見等を総合的に勘案し、次期の審議会において、更に検討を行うべきである。

旭川市特別職報酬等審議会委員名簿

(敬称略, 五十音順)

雨 尾 直 子 旭川市民生委員児童委員連絡協議会 副会長

◎ 海 老 名 尚 北海道教育大学旭川校 キャンパス長

近 藤 伸 生 弁護士

高 橋 紀 博 連合北海道旭川地区連合会 会長

谷 澄 江 旭川市市民委員会連絡協議会女性部会 会長

利 根 川 嘉 子 公募委員

西 一 哉 公募委員

○ 松 野 和 彦 旭川商工会議所 副会頭

三 井 幸 雄 元旭川市議会 議長

山 下 三 千 吉 旭川消費者協会 副会長

※ ◎印は会長, ○印は会長職務代理者

旭川市特別職報酬等審議会審議経過

開催回	開催日	審議内容
第1回	平成30年1月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付 ・ 会長互選 ・ 諮問 ・ 会長職務代理者指定 ・ 会議の運営について ・ 審議日程等について ・ 資料説明
第2回	平成30年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回会議の記録について ・ 諮問に係る現状分析について
第3回	平成30年4月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回会議の記録について ・ 審議資料について ・ 改定の要否について
第4回	平成30年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回会議の記録について ・ 議員の議員報酬並びに市長，副市長，教育長及び常勤監査委員の給料の額に係る答申書の骨子（会長試案）について ・ 行政委員会委員の報酬の額及び支給方法に係る審議資料について
第5回	平成30年7月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回会議の記録について ・ 議員の議員報酬並びに市長，副市長，教育長及び常勤監査委員の給料の額に係る答申書案について ・ 行政委員会委員の報酬の額及び支給方法に係る審議資料について ・ 行政委員会委員の報酬の額及び支給方法について
第6回	平成30年8月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5回会議の記録について ・ 答申書の決定について